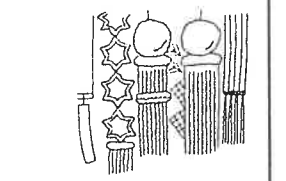


◆小規模講座報告◆ ◆第一回貴船連区で開催◆

連区のよしみ、和やかに、真剣に四十六名の参加
近いから／一日だから／気軽に
町内の男性も立ち寄って

住んでいる近い場所、かしまらず介護の問題を身近にと、当会が今年から始めた小地域小規模の介護講座。第一回は、事務所がおります貴船連区の皆様を対象に講座を開催。同じ連区の方ということもあってか、いつもの講座とは違った和やかさ、そんな中で、ふーんとうなずかれる真剣なまなざしがありました。チラシを配って下さった町内の男性ものぞいて下さった。これを感じ、連区の寿講座で会のお話しを依頼を受けることにもなりました。この小規模講座が、地域の中で会への理解をいただけるいい機会となり感謝しています。

No. 19 チェック介護保険



ケアマネージャーさんと
◆連携の中身は充分だったか
ケアマネージャーが、この一年、ケアマネージャーさんと、どのくらい連絡を密にできたかと考えてみました。何度もケア内容について意見交換させていたケースも勿論多くありましたが、どちらかと言えば、月に一度の実績確認のFAXの送付や計算間違いの電話連絡、介護内容が身体か家事か複合か、時間と曜日に変更がないかどうかという事務的な連絡しかないケースが多かったように感じています。ケア内容の詳細について、お互いに確認しあうことが一度もないケースもありました。このような状態は、自慢できることではありません。

◆ケアカンファレンス
本来ならば、年に何度かは利用者さん、ご家族、ケアマネージャーさんと訪問事業者とのケアカンファレンスが行われる必要があるはずですが、それが出来なければ、せめて、利用者さんと個別な関係にあるケアマネージャーさんと現場でかわりのある訪問介護事業者との間で、ケア内容の詳しい確認が行われていなければならぬ事柄です。

◆ケアカンファレンス
昨年、当会がかかわったケアカンファレンスは、ケアマネージャーさんのお呼びかけで行われ、関係者一同が会したケースは、年間で三件しかありませんでした。どのケアマネージャーさんも大変忙しく、時間が無いのが実情であり、お顔も知らないままお話ししていることが殆どです。これではコミュニケーションも上手に取らせていただけに思いません。当訪問介護事業所も事務処理に追われ、先ずはきっちりケアをさせていただくことにのみ集中し、余裕のない一年を過ぎすという反省が多々ありました。

◆連携を密に、ケアプラン作成の起因に則したケアを
利用者さんの個別のニーズに合わせたケア、また、介護保険そのものの正しい制度利用になっていくための、今年、介護保険制度の要であるケアマネージャーさんとの連携をより密にさせていた。ケアプラン作成の起因に則したケアの内容が提供出来るよう、ワーカブルの質を高めよう、努力をしています。

◆連携を密に、ケアプラン作成の起因に則したケアを
利用者さんの個別のニーズに合わせたケア、また、介護保険そのものの正しい制度利用になっていくための、今年、介護保険制度の要であるケアマネージャーさんとの連携をより密にさせていた。ケアプラン作成の起因に則したケアの内容が提供出来るよう、ワーカブルの質を高めよう、努力をしています。



8月の定例勉強会のお知らせ (定例会は9時30分からです)

8月5日の定例会には、在宅での介護に欠かせない「介護と看護の狭間のケアについて」の勉強会を行います。家族はしてもいいけれど、ヘルパーがしてはいけないケアがありますが、いざ！という時にあわてないために、知識として学びます。

講師・日野恭子先生/場所・まごころ事務所/時間・10時30分～12時30分

た。近いので参加しましたが、このほっとする安心が私には大切なんです。歩いてこれる近いところが会場だからでしょう。私よりも高齢な方も参加されておられました。まもなく介護を受けられるような方も、受講されていて、そういう方にとっても、とても勉強になりました。はじめたという講座に参加。一日だし、近いか地域にこんな会があったことを知って、本当に心強く感じました。なんか、とてもよくわかって、いい講座でした。こういう講座が又あれば参加したい。

会では、今年度あと北方と萩原の2連区で小規模講座を開催します。

◆受講生の感想から
◆実際にまだ必要ではないが、重い人でもこうすれば簡単に起こせるんだ、とわかってほっとしました。
◆介護技術では、基本的な移動の仕方について、どんな状況になっても動く、移動することの大切さを学び、さらに排泄とおむつについて、排泄と人間の尊厳についての勉強を、実践を行いつつ理解を深めて終了。
◆引き続きアルツハイマー病の妻と生きる夫と妻の記録ビデオ「風流れるまに」を見ながら「生きる」とはを学ぶという中身の多い講座となりました。

特定非営利活動法人(NPO法人)へ 税制の改正と融資制度の確立を

この5月当会は活動9年目にしはじめて税金を納めました。私達は、有償・無償活動に加えて、収益を伴う事業を行えば特定非営利活動法人であっても税がかかることは承知をしていました。

しかし、会報95号でも述べておりますように、助け合い活動事業へのための補填額にまで課税されるのは、会としては納得がいけないことと考えます。

補填内容は、無償のミニデイサービス活動、有償在宅支援活動啓蒙啓発活動費などで、これまですべて熱意にささえられて行われてきた活動部分です。

また、これらの活動は、すべて介護保険制度を周りからサポートする活動でもあることを強調しておきたいと思います。

会としては、今後有償、無償の活動を継続的に進めていくためには、さらにこの財政基盤を強くしていく必要があります。特定非営利活動促進法誕生の意味からも、草の根団体特定非営利活動法人への税制改革を会として切に願うものです。

また、会はこの税金を納める為に、銀行へ融資をお願いに行きましたが、残念ながらNPO法人への融資制度はまだ確立していませんでした。

このことについてもNPO法人への支援策を早急に確立していただきたいと思います。